

青森県労働委員会第49期委員のうち使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）に1名の欠員が生じるので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により次のとおり使用者委員の候補者の推薦を求める。

令和5年5月31日

青森県知事 三村 申吾

1 推薦資格を有する使用者団体

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体とする。

2 被推薦資格を有する者

候補者となる資格を有する者は、禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又は執行を受けることができなくなるまでの者以外。

3 任期

任命の日から令和6年11月7日まで

4 推薦期間

令和5年5月31日から同年6月7日まで

5 推薦方法

候補者推薦書（別添様式1の1）及び候補者調書（別添様式1の2）を所定の期日までに青森県商工労働部労政・能力開発課に提出すること。（推薦書を郵送した場合は、推薦期間内に到着したもののみを有効とする。）